

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、東日本大震災の際には、がれきの撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの発生も予想されている中、我が国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等によって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害といった自然災害が発生すれば、どこの自治体であっても被災地となり得る状況下において、こうした感染症や自然災害に強い社会の実現が、我が国の喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月25日

小千谷市議会議長 上村行雄

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣、防衛大臣、内閣府特命大臣（防災政策）、衆議院議長、参議院議長